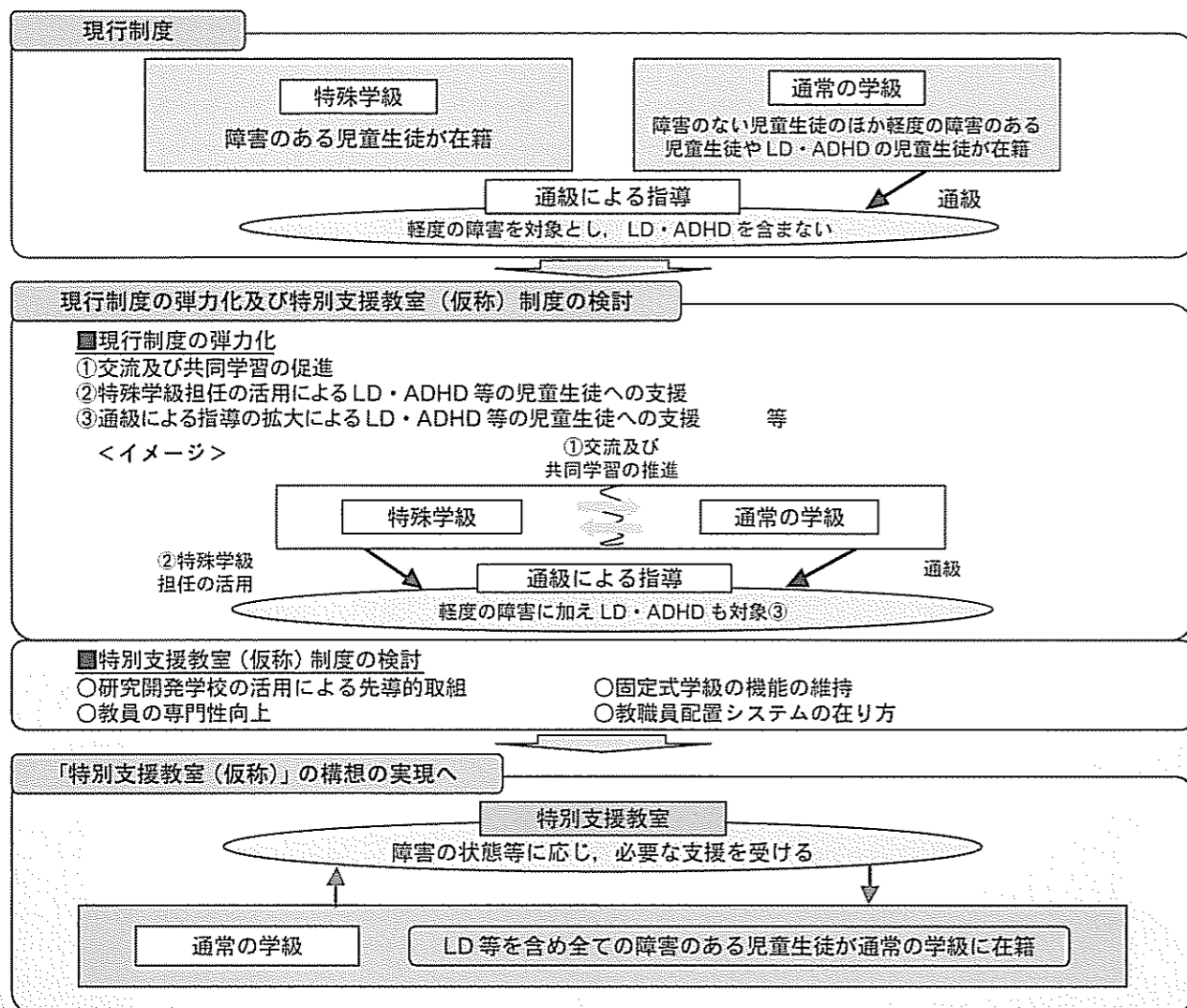


小・中学校における特別支援教育の推進

中央教育審議会答申（平成17年12月8日）「特別支援教育の推進のための制度の在り方について（答申）」より作成

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍したうえで、その必要に応じ、指導等を受ける形態（「特別支援教室（仮称）」）の構想を段階的に実現



特別支援教育関係のWebサイト

山梨県教育委員会高校教育課	http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/koukoukyo/62111561972.html
山梨県総合教育センター特別支援教育部	http://www.ypec.ed.jp/center/tokusyu/top.html
文部科学省特別支援教育課	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.html
国立特殊教育総合研究所	http://www.nise.go.jp/
全国LD（学習障害）親の会	http://www.normanet.ne.jp/~zenkokld/
NPO法人 えじそんくらぶ（ADHD関係）	http://www.e-club.jp/
日本自閉症協会	http://www.autism.or.jp/

問い合わせ先

山梨県教育庁高校教育課特別支援教育担当
TEL 055-223-1752 FAX 055-223-1768
山梨県総合教育センター特別支援教育部
TEL&FAX 055-263-4606

みんなで作る
特別支援教育



まず、はじめよう！一人一人のニーズに応じた学級づくり

通常の学級からはじめる特別支援教育

特別な教育的支援を必要とする子どもがいるクラスの

学級づくりのポイント

- お互いを認め合える
あたたかい雰囲気がありますか
- 困ったときに 誘ったり 話しかけたりできる
仲間づくりができていますか
- どの子どもにも 役割が与えられ
クラスの中に居場所がありますか
- 子どものいいところに 目を向けていますか
- わかりやすい 授業づくりや環境づくりが
できていますか



校内で支える

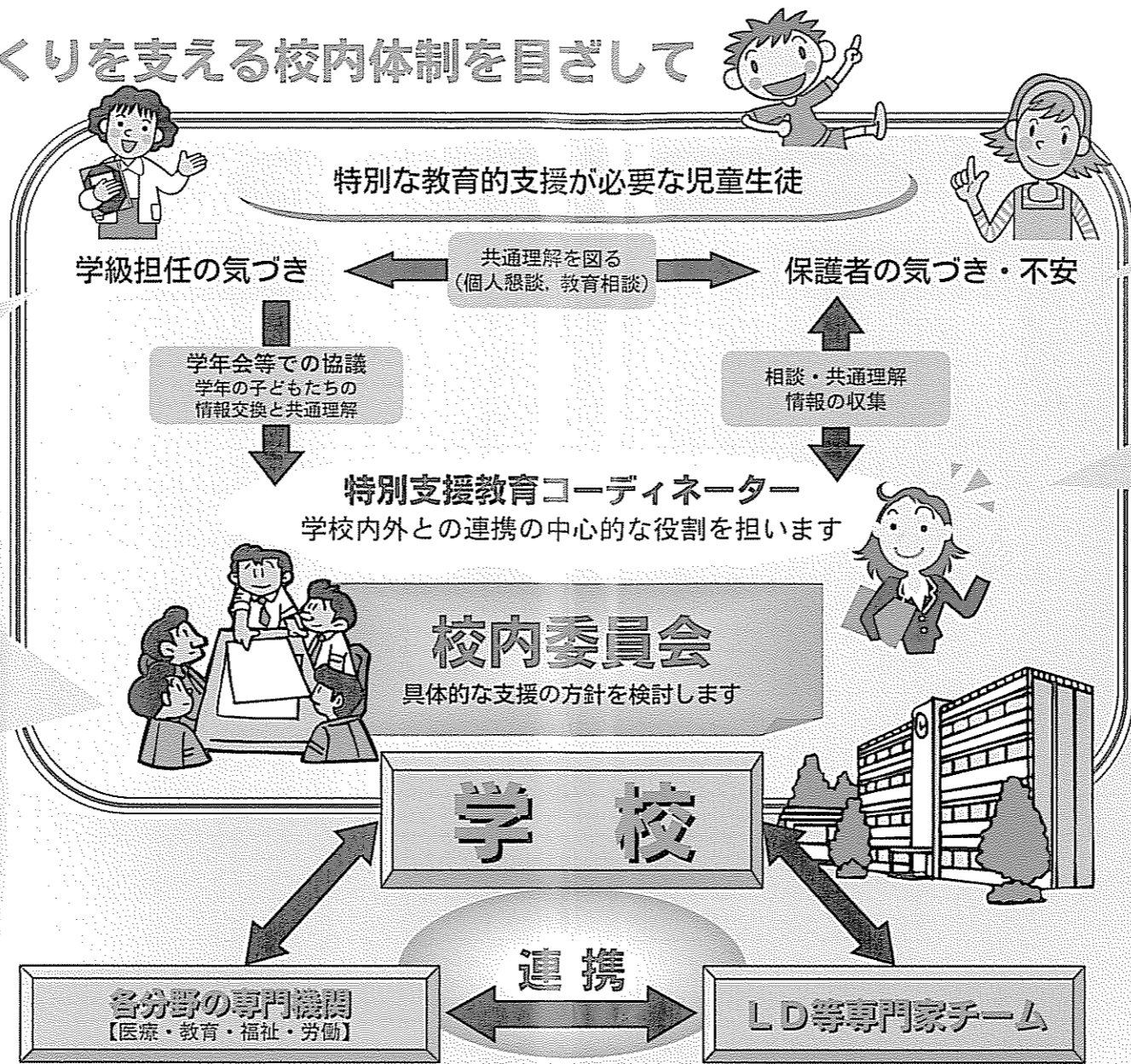
専門家が支える

地域で支える

平成18年1月
山梨県教育委員会

一人一人のニーズに応じた学級づくりを支える校内体制を目ざして

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対しては、担任等が配慮して指導することに加え、学校全体の教職員が支援に対する共通理解を図り、校内での支援体制づくりを工夫して行うことが大切です。このことは、全ての児童生徒の多様なニーズに応えるためのシステムづくりにつながります。



学級担任や教科担任としての気づきと理解

一人一人に適切な支援をしていくためには、さまざまなサインに対して担任が気づき、つまづきや困難などの様子を正確に把握することが大切です。

校内委員会の役割

- ◆ 実態把握を行い、学級担任の指導への支援方を具体化します。
- ◆ 保護者や関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」を作成します。
- ◆ 校内関係者と連携して、「個別の指導計画」を作成します。
- ◆ 校内研修を推進し、全教職員の共通理解を図ります。また、LD等専門家チームに判断を求めるかどうかを検討します。
- ◆ 保護者の相談窓口や、理解推進の中心となります。

これらを一度にすべて満足させなくても、徐々に機能を拡充していくことで、基本的な役割を果たしていくことができます。

専門機関の活用

LD等については、学校外部の機関を活用することも大切です。校内委員会で検討したうえで、支援の方針に沿って連携します。また、その際には、「個別の教育支援計画」を活用します。

〈専門機関の例〉

- ◆教育委員会 ◆総合教育センター ◆児童相談所 ◆発達障害者支援センター（H18年4月開設予定）
- ◆医療機関 ◆障害者職業センター 等

LD等専門家チームの役割

- ◆ LD等であるかの判断や児童生徒への望ましい教育的対応について、専門的意見の提示を行います。また、巡回相談員が学校を訪問して児童生徒への適切な支援について助言します。

〈その他の役割〉

- ◆学校の支援体制についての指導・助言 ◆校内委員会、校内研究会への支援
- ◆保護者、本人との相談

保護者との連携

LD等の疑いがある場合、保護者は大きな不安を抱きます。その不安に寄り添い、一緒に対応を考えることが、連携の第一歩です。また、家庭での様子を把握することは、子どもの行動を理解する上で大きな手がかりとなります。

コーディネーターの役割

- ◆ 校内委員会のための情報の収集・準備
- ◆ 担任への支援
- ◆ 保護者に対する相談窓口
- ◆ 校内研修の企画・運営
- ◆ 関係機関の情報収集・整理
- ◆ 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- ◆ LD等専門家チーム、巡回相談員との連携

センター的機能の活用

- ◆ 地域の言・ろう・養護学校と連携します。その際は各校の地域支援担当者に連絡するようにします。
- ◆ 児童生徒の障害の理解、教材・教具、指導の方法についての助言等

一人一人のニーズに応じた指導の工夫

通常の学級での理解と配慮

- ◆理解
 - 児童生徒の得意なこと、苦手なこと等の学習・行動上の特性を理解します。
- ◆配慮
 - 声かけ、タイムリーな賞賛、指さし、座席の位置の工夫、授業展開の工夫、わかりやすい指示の出し方の工夫、活動の見通しをもたせるような工夫、宿題の量の調節等の工夫、認知特性に合わせた教材提示等の配慮が考えられます。
- ◆ 担任による放課後等を利用した補充指導やチーム・ティーチングの活用も考えられます。

重要

通常の学級での居場所づくり
保護者との共通理解
担任と個別指導担当者との共通理解
「個別の指導計画」の作成
「個別の教育支援計画」の作成

特別な教育の場での指導

- ◆指導の形態
 - 個別の指導、通級による指導、特殊学級の柔軟な活用による指導等が考えられます。
- ◆支援
 - 個別の指導の場を確保し、子どもの実態やベースに合わせた教科の補充指導などの少人数で、丁寧な関わりを行うことで、情緒的な安定を図るなどの指導効果が期待できます。